

会 議 録			
令和5年度 第1回和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		令和5年8月7日(月)午後2時00分	
開催場所		和光市市民文化センター 2階 会議室 A・B	
開催時刻	午後2時00分	閉会時刻	午後3時40分
出席委員		事務局	
菅野 隆		和光市長	
鈴木 正敏		柴崎 光子	
深野 正美		保健福祉部長	
山口 はるみ		長坂 裕一	
岩崎 郁人		保健福祉部次長 兼 健康保険医療課長	
熊谷 和恵		梅津 俊之	
安田 芳子		長寿あんしん課長	
八木沢 直子		中野 陽介	
清水 孝悦		長寿あんしん課長補佐	
宮永 美都		川口 暢	
茂野 洋之		長寿あんしん課長補佐	
木暮 晃治		浅井 里美	
松根 洋右		健康保険医療課 保険料年金担当統括主査	
		島津 結実	
		長寿あんしん課 介護保険担当	
		大塚 実花	
		長寿あんしん課 介護保険担当	
		安藤 拓人	
欠 席 委 員			
森田 圭子			
渡久地 勢子			
備 考	傍聴者 なし		
会議録作成者氏名		安藤 拓人	

会議内容

中野課長

<資料の確認>

中野課長

1 開会

それでは、定刻となりましたので、はじめます。本日の司会を務めます、長寿あんしん課長の中野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、ご多用の中、令和5年度第1回和光市介護保険運営協議会にご出席をいただきありがとうございます。本日の会議は15時30分までを目途に進行して参ります。ご協力をお願いいたします。会議にあたりまして、市長よりご挨拶を申し上げます

柴崎市長

2 市長あいさつ

こんにちは、和光市長の柴崎光子です。本日はご多用の中、そして、とても暑い中、和光市介護保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、この度は、運営協議会の委員をお引き受けくださりまして、誠にありがとうございます。全国的に少子高齢化が進んでいる中で、令和4年度の全国の高齢化率は29%に達しております。和光市においては、令和4年度3月末時点の高齢化率は18.3%という低い割合で推移していますが、確実に高齢者の数や要介護認定者数が増加しているため、介護予防を初めとした高齢化に対応する地域での継続した取組が不可欠となっています。

介護保険運営協議会は、介護保険事業及び包括的支援事業の運営に関する重要事項をご審議いただく会議となります。また、本年におきましては、介護保険事業の骨子となる第9期長寿あんしんプランの策定年度でもありますので、委員の皆様からは、専門的な知見や地域で生活する市民としての市民感覚などの忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中野課長

3 委嘱書の交付

和光市介護保険運営協議会は、本年5月31日をもちまして、前委員の任期が満了となりましたので、改めて6月1日から3年間の任期で委員をお願いいたします。なお、今回委嘱するのは、定員15名のうち10名の方が再任、5名の方が新任となります。委嘱書につきましては、本来、お1人ずつお渡しするべきところですが、時間の都合がありますので、代表として菅野委員に市長から手渡しします。他の委員の皆様につきましては、恐れ入りますが、事前に机上に委嘱書を置きましたので、ご確認をお願いいたします。

<柴崎市長より菅野委員に委嘱書の交付>

中野課長	<p>続きまして本協議会について説明します。</p> <p>本協議会は、和光市市民参加条例第 12 条第 4 項の規定により、原則公開となっています。また、会議後は会議録を作成し、公開します。その際、記録については、要点記録とし、各委員のご質問、ご発言については、委員名を明記した上での議事録としますので、ご了承ください。</p>
中野課長	<p>4 会長・副会長の選出</p> <p>選出にあたって、和光市介護保険条例第 19 条第 2 項において、「会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。」と規定されています。会長の選任までについては、保健福祉部長の長坂が代理で議長となり、会長、副会長の選出を進めます。また、和光市介護保険条例第 20 条第 2 項では、「協議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」と規定されておりますので、会議の成立の確認を行います。</p>
長坂部長	<p>保健福祉部長の長坂です。会長が選出されるまでの間、代理で進行をします。ただいまから、令和 5 年度第 1 回和光市介護保険運営協議会を開催いたします。はじめに、本日の出席状況について、事務局より報告願います。</p>
中野課長	<p>本日は 全委員 15 名のうち 13 名の委員が出席し、過半数を超えています。</p>
長坂部長	<p>事務局からの報告のとおり、出席委員は 13 名で半数を超えておりますので、この会議は成立しています。事務局から説明があったとおり、会長の選出は、委員による互選となります。ご意見はありますか。</p>
岩崎委員	<p>和光市の医療と介護の分野にも精通されており、前会長でもある菅野委員に会長を務めて頂くのはいかがでしょうか。</p>
長坂部長	<p>菅野委員の推薦がありました。他に意見はありますか。</p> <p><異議なしの声></p> <p>他に意見がないようですので、菅野委員に会長をお引き受けいただきたいと思っております。菅野委員ははいかがでしょうか。</p> <p><了承の声></p> <p>各委員の拍手をもって、菅野委員の会長選出の確認を行います。</p>

菅野会長	<p><各委員 拍手></p> <p>承認の拍手がありましたので、菅野委員に会長をお願いします。</p> <p>副会長の選出について、会長からの指名となります。菅野会長から副会長の指名についてお伺いします。</p> <p>前回、副会長を務めて頂いた和光市国民健康保険運営協議会会長でもある鈴木委員に副会長をお願いします。</p>
長坂部長	<p>菅野会長から鈴木委員の指名がありました。鈴木委員いかがでしょうか。</p> <p><了承の声></p> <p>ご本人から了承を頂きました。委員の皆さまの拍手をもって鈴木委員の副会長の就任を承認します。</p>
中野課長	<p><各委員 拍手></p> <p>承認の拍手がありましたので、副会長には鈴木委員に就任いただきます。</p> <p>会議の進行に戻ります。本会議は、「和光市市民参加条例第12条第4項」により公開とされています。事務局は傍聴者を報告してください。</p> <p>本日、傍聴者はいません。</p>
長坂部長	<p>5 諮問</p> <p>続いて次第5の諮問について、和光市介護保険条例第15条第1項により、柴崎市長より菅野会長に諮問書をお渡しいただきます。</p>
中野課長	<p><諮問書の交付></p> <p>菅野会長、鈴木副会長は、会長・副会長の席に移動をお願いします。</p> <p>また、柴崎市長は 次の公務がございますので、ここで退席となります。</p> <p><会長、副会長の移動></p>

菅野会長	<p><市長の退席></p> <p>協議会の開会にあたり、会長・副会長からご挨拶をお願いします。</p> <p><会長、副会長のあいさつ></p> <p>それでは、以降の議事進行を菅野会長をお願いします。</p> <p>6 委員の紹介</p> <p>議事に入る前に、委嘱後初めての会議となりますので、委員の皆様に自己紹介をお願いします。続けて、事務局の紹介をお願いします。</p>
菅野会長	<p><各委員、事務局の自己紹介></p> <p>7 議事</p> <p>円滑な議事進行に努めますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>次第 7 議事に移ります。本日は、諮問事項が 2 つ、報告事項が 1 つとなります。</p> <p>諮問事項 1 について事務局より説明をお願いします。</p>
川口課長補佐	<p>それでは、『令和 4 年度和光市介護保険事業の決算について』説明します。初めに資料 No. 1「令和 4 年度和光市介護保険事業の決算」をご覧ください。こちらは、令和 4 年度の介護保険特別会計の科目ごとの収支状況です。表の左側が歳入、右側が歳出となっております。保険事業は、40 歳以上の方が介護保険料を納付し、その保険料と国・県・市がそれぞれの負担割合に応じ拠出し、その合わせた収入で、介護保険事業を実施、財源としています。全体的に見ると合計が令和 4 年度は 4,322,344,056 円の歳入がございました。歳出としては、令和 4 年度は約 4,202,129,470 円となりました。よって、収入引く支出で、約 120,214,586 円が翌年度への繰越となり、うち一部を介護給付費準備基金として充て、準備基金は 240,912,000 円となりました。科目毎に見ると、歳入は 65 歳以上の方が納付する介護保険料が 1,102,409,993 円。国の負担が、項目によって交付金・負担金が異なりますが、合計で 870,015,475 円。支払基金というのは 40 歳から 64 歳までの保険料分となり、合計 1,026,734,000 円。県の負担分が 548,611,621 円となりました。財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子で 30,949 円となりました。繰入金は、市の一般会計から介護保険制度における市の負担分及び事務に係る費用等と、介護給付費準備基金からとして、あわせて 676,769,000 円繰り入れしました。繰越金は、前々年度(令和 3 年度)からの余剰金暫定繰越 30,000,000 円。そし</p>

て、令和3年度の精算による繰り越し分67,000,000円を足した97,682,925円となりました。諸収入は、保険料延滞金77,860円その他、権利擁護事業市長申立て費用返還金や会計年度任用職員雇用保険料など合わせて90,093円でした。以上が歳入の内訳となります。歳出の科目毎の内訳は、賦課徴収や介護認定審査会等に係る費用となる総務費が37,765,240円。次に保険給付費として、要介護者・要支援者を対象とする給付サービスにかかる費用が3,626,385,129円となり、支出全体の86.3%になります。各項目についての細かな説明は省略しますが、この給付費は介護給付費と予防給付費に別れ、それぞれに居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスに別れます。また、保健医療にとっての高額療養費にあたる、自己負担分が高額になったとき、上限額を超えた分が帰ってくる費用として、高額介護サービス費があります。特定入所者介護サービス費は、介護保険施設等で施設サービスや短期入所サービスの利用料のうち居住費・食費について軽減措置が受けられる制度があります。次に、財政安定化基金拠出金はございません。財政安定化基金とは、給付費の増大や保険料の未納等により支出に対し、収入が不足する場合は、交付・貸与が受けられるものです。国・県・市町村がそれぞれ1/3ずつ負担するようになっています。次に、市町村特別給付費は69,708,592円でした。こちらの市の独自サービスとして、紙おむつ、送迎サービス、食の自立・栄養改善サービスを実施しています。次に、地域支援事業費は332,932,758円でした。包括的支援事業・任意事業では、地域包括支援センターの運営委託や権利擁護事業、認知症初期集中支援事業、地域ケア会議事業等などがあります。次に利用者負担額軽減制度事業費が、455,028円。こちらは、社会福祉法人等が行う介護保険サービスの利用に係る利用者負担の軽減措置について、その一部を市が助成する費用です。法人が負担している負担分の1/2を助成しています。法人によっては1/2以外の場合もあります。次に保健福祉事業費では、主に極楽湯やお風呂の王様などの健康増進入浴助成事業や、ニーズ調査などの実施に係る費用で、13,275,435円でした。参考に極楽湯2,721人、おふろの王様4,274人、浩の湯723人、川越湯遊ランド5人、が昨年度の利用実績となります。次に基金への積立として62,526,000円となります。最後に諸支出金は、一般会計への繰出金や介護保険料還付金、国や県への返還金等あわせて59,081,288円となりました。以上で介護保険事業状況報告を終了します。

続いて、資料No.1についている令和4年度介護保険事業の状況をご覧ください。高齢者数・認定率等を示しておりますが、令和4年3月では、高齢者数15,160人。令和5年3月では、15,261人。伸び率は1.01となっております。高齢化率は、令和4年3月は18.22%。令和5年3月は18.26%の微増。認定率は、11.89%から12.54%となっており、高齢化率の伸びに比べ、認定率の伸びが大きくなっていますが、これは、前期高齢者の65歳から75歳未満の人と後期高齢者の75歳以上の人を比較すると令和4年3月では、7,585人と7,575人。令和5年3月では7,216人と8,045人と、後期高齢者の方が多くなっていることから、認定率上昇要因の一

つではないかと考えられます。次のページ以降は説明した内容をグラフ化したものになります。資料を変えて策定検討会議の資料 2 高齢者の現状をご覧ください。

<各委員の資料を確認>

この資料の 10 ページ目に介護サービスの利用状況があります。平成 27 年から令和 4 年までの受給者の状況や給付費、各サービスの受給者数、1 人当たりの給付費の状況が書かれています。居宅介護サービス関係で、令和 4 年度は月平均 1,361 人が利用、地域密着型サービス関係は月平均 428 人、施設サービス関係利用は月平均 210 人となっています。令和 4 年度の月平均で一番多いのは居宅サービスで、145,101,000 円。地域密着型サービスが 83,165,000 円。施設サービスは 62,348,000 円で、居宅サービスは施設サービスの 2 倍以上の支出となっています。ただ、1 人当たりの給付費で見ると、施設サービスは月 297,000 円に対し、居宅サービスは月 107,000 円となっています。策定検討会議の資料を用いての説明は以上となります。

続いて、資料 No. 2 介護保険主要な施策の成果をご覧ください。

<各委員の資料を確認>

1 ページは要介護認定審査会の実施回数、要介護認定者数を示しています。2 ページ目は令和 4 年度の被保険者の状況、また要介護認定者、要介護認定申請者の数の推移を示しています。2 ページ目の真ん中、要介護認定者数は 1 号被保険者のみであり、1 ページ目のものは 2 号被保険者も含まれています。3、4 ページ目は、認定調査と主治医意見書の依頼状況です。目標以降が上がっているのは、10 月感染が落ち着いて、10 月前の状況を踏まえ上がることを想定しているものです。5 ページ目と抜けていた分の追加資料、その次の一般介護予防事業は、昨年実施した事業の概要です。次の委託センター運営では、介護予防ケアマネジメントの状況です。以降は、認知症初期集中支援事業における活動状況の一覧と日常生活圏域ネットワークで緊急通報システム設置状況を示したものです。その他の事業については、策定検討会議の資料に付けていますので、ご覧になってください。その他、先日県の方が来庁された際にいただいた資料の一部として、本日配布したものをご覧ください。

<各委員の資料を確認>

グラフのページをご覧くださいと、和光市の認定率が埼玉県内で 61 保険者のうち 60 番目で、認定率が低くなっています。その部分で顕著なのが要支援が低い。つまりは、予防事業に力を入れている結果ではないかということがわかります。また、裏面の二軸分析をご覧ください。和光は右下の位置に位置しています。これ

	<p>は和光がインセンティブ 交付金の総得点率が高く、要介護認定率が低いといった評価があることで、示されています。和光は予防事業に力を入れている結果ということで、資料としてお示ししました。以上で、「令和4年度和光市介護保険事業の決算等について」の説明とさせていただきます。</p>
菅野会長	<p>事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。</p>
清水委員	<p>認定率が低いということは認定の基準が厳しいという面もあるのですか。</p>
菅野会長	<p>それはないと思います。必要な人には必要な認定をしてサービスを利用してもらうので、認定が厳しいというのはあってはならない事だと思います。</p>
川口課長補佐	<p>認定は、一次判定をシステムによる審査、二次判定で先生方による審査があります。厳しいという声は、聞いたことがあります。調査員が調査した内容に基づき一次判定が出て、医者などの意見書の内容によって審査しているので、そういったことはありません。</p>
菅野会長	<p>もし、厳しいという声があるのであれば見直しする必要があると思います。</p>
山口委員	<p>埼玉県との比較で要支援の人数が違うことについて、隣の朝霞市でも要支援者は多い割合になっていますが、和光は認定率が低いことによって全体の認定者が低くなっています。理由は、認定が改善されてよくなったら総合事業という受け皿が和光にはたくさんあり、介護予防の事業に移行できる場所があるということで、認定率は低くなっています。</p>
鈴木委員	<p>令和4年度の決算について報告がありましたが、コロナ禍であった2年度、3年度中の決算では特徴的な動きが何かありましたか。2年度、3年度と比較して、4年度に変化はありますか。</p>
川口課長補佐	<p>2年度、3年度の資料が手元にないので正確な情報をお答えすることができませんが、先ほど策定検討会議資料で説明した10ページ以降のところ、大きく下がっている年度がなかったと思います。ただ、コロナのために施設利用を控える市民がいたことや、ニーズ調査の結果で体力が落ちていたという結果はありますが、全体を見て大きく変化していることなかったと思いますが、次回までに確認して回答します。</p>

菅野会長	<p>どこの地域でも言われていますが、10月のために介護サービスの利用をためらい一気に介護度が上がるといった傾向があります。10月禍から日常に戻りつつありますが、これからの変化は過去2、3年と違ってくると思います。そのあたりの資料を確認して、提示してください。</p>
清水委員	<p>介護保険料について、支払っている人の人数は資料のどこを見ればわかりますか。</p>
川口課長補佐	<p>まず65歳以上の被保険者は全員払うことになるので、資料1の被保険者として載っており、3月末時点で15,261人となっています。40~64歳までの人数については、本日の資料に記載はありません。2号被保険者については社会保険の団体から支払基金に徴収され、まとめられてから各市町村に支払いされるため2号被保険者の数字は把握していません。</p>
菅野会長	<p>その他に質問がなければ、採決を行います。諮問事項1「令和4年度和光市介護保険事業の決算について」を、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>異議がないので、承認とします。</p> <p>それでは、次に進みます。諮問事項2「令和5年度和光市介護保険特別会計補正予算(案)について」を、事務局から説明をお願いします。</p>
安藤主任	<p>それでは、諮問事項2「令和5年度和光市介護保険特別会計補正予算(案)について」ご説明します。本日、訂正でお配りした資料3をご覧ください。この資料は、9月議会に提出する予定の補正予算の一覧をまとめています。まずは、歳出の(1)高額介護等予防サービス費給付について、今回300,000円の増額補正を行います。高額介護等予防サービス費給付は、要支援1,2の被保険者が同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計が高額になり、限度額を超えたときに、超えた分を給付する高額介護予防サービス費と、同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が限度額を超えたときに超えた分を払い戻しする高額医療・高額介護合算制度の予算となります。今回は、高額医療・介護合算制度で、1名の利用者の医療費の自己負担額が高額になり、給付が当初の見込みよりも増加し、183,000円あった予算がなくなってしまったため、300,000円の増額補正を考えています。続いて(2)償還金について、今回、37,897,000円の増額補正を行います。償還金というのは、国や県、社会保険支払基金から交付された補助金等を清算し、返還するお金のことを言います。社会</p>

保険支払基金というのは、40歳から64歳の会社で働いている人が負担している介護保険料を取りまとめている団体の事です。今回は、昨年度の国や県、支払基金及び和光市の介護保険の負担分を確定させたことによって、それぞれから、もらいすぎていたお金を返還するために増額補正を行います。内訳については、資料の最後のページに付けている表の計算式を基に算出していますが、一つ一つ説明すると時間がかかりますので、参考にご覧いただければと思います。また、内訳のアルファベットが計算式のものと同じしており、数字を同じところから引っ張っています。続いて(3)一般会計繰出金について、17,896,000円の増額補正を行います。先ほどの償還金と同じく、昨年度の介護保険の負担分などを確定したことにより、市の負担分である一般会計からもらいすぎていたお金を返還するため増額補正となります。次に(4)介護給付費準備基金積立金については、81,757,000円の増額補正を行います。令和4年度の歳入と歳出の差額から、(2)(3)の償還金や一般会計繰出金を引いて、この後説明する、追加交付の金額を加えた額を準備基金に積立するためのお金になります。簡単に説明すると昨年度に余ったお金を貯金に入れるためのお金と言った考え方になります。(5)過誤納還付金については、300,000円分増額補正を行います。過誤納還付金は、前年度までの介護保険料の賦課について。賦課というのは市民に保険料を支払いしてもらうことを言いますが、介護保険料の支払いについて、死亡、所得変更、転出等の理由により、今年度に入ってから支払い額が変更されたものや、前年度までに決定した返還について、今年度に入ってから返還先の口座が判明したもののについて、被保険者に返還するためのお金です。過誤納還付金が当初見込みより増加したため、増額補正するものとなります。続いては歳入の説明になります。(1)から(5)はすべて、歳出項目である高額介護等予防サービス費給付を増額補正することに伴うものになります。高額介護等予防サービス費給付の歳出を300,000円増額補正することで、国や県、支払基金、和光市の介護保険の負担が増加するため、それぞれ300,000円に法定負担割合をかけた金額を増額補正します。続いて(6)(7)の介護保険給付費繰入金について、支払基金は2,024,000円、県は14,858,000円の増額補正を行います。歳出の説明では、昨年度の介護保険の負担額が確定した事により、返還するためのお金の補正でしたが、歳入では、足りなかったお金をそれぞれから追加で受け取るために補正となります。続いて(8)低所得者軽減負担金繰入金については、837,000円の増額補正を行います。低所得者軽減負担金は、低所得者の介護保険料を減免した際に、県や国が負担するお金の事です。こちらも昨年度の実績が確定したことにより、足りなかった分を国や県からの追加で受け取るために増額補正を行います。続いて(9)その他繰越金について、120,213,000円の増額補正を行います。歳出の(4)介護給付費準備基金積立金で、昨年度余ったお金を準備基金に積立すると説明しましたが、その元となるお金を昨年度から受け入れするために、令和4年度の歳入と歳出の差額を増額補

	正するものとなります。説明は以上です。
深野委員	歳出の説明からするときには、資料の初めに歳出の項目を記載して、歳入を後にしてもらえると分かりやすいと思います。
安藤主任	申し訳ございませんが、本日訂正で配布した資料では歳出と歳入の順番を入れ替えましたので、事前配布した資料は、歳入から記載していたので、事前配布の資料をご覧になられていたのだと思います。
菅野会長	繰入金がたくさんあるのであれば、保険料を安くするという話になりますが、介護保険の場合は違うと思います。将来的に介護保険料をどうしていくか考えはありますか。
安藤主任	今年度に第9期計画の策定を予定していますが、この中で介護保険料を決定していきます。準備基金の積立状況や高齢者数の伸びを踏まえながら介護保険料を決めていきますが、これから将来推計など進めるため、今の時点では回答ができません。
菅野会長	<p>その他に質問がなければ、採決を行います。諮問事項2「令和5年度和光市介護保険特別会計補正予算(案)について」を、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>異議がないので、承認とします。</p> <p>それでは、次に進みます。報告事項3「第1回和光市第9期長寿あんしんプラン策定検討会議の開催について」を、事務局から説明をお願いします。</p>
川口課長補佐	報告事項3「第1回和光市第9期長寿あんしんプラン策定検討会議の開催について」説明します。本日机上に配布しました資料が検討会議の資料一式となります。8月1日開催した策定検討会議については、令和6年から令和8年までの計画の策定を審議、検討する会議となり、5回程度実施する予定です。運営協議会はそれと連動し、資料1スケジュールをご覧いただければと思いますが、策定検討会議の第3回会議のあと、第4回のあと、第5回のあとに運営協議会で策定検討会議の報告を行う予定です。第1回会議では、資料2 高齢者等の現状、資料3 介護保険事業状況報告、資料4 ニーズ 調査結果報告、にて、高齢者の現状を説明し、資料5 国の基本指針の構成についてと、資料6 総合振興計画の抜粋、にて指針と関係計画の説明をし、資料7 第9期計画の基本理念及び計画の構成案にて、案を提示、

資料 8、9、資料 10 で第 8 期計画の施設整備の状況や計画の進捗評価を説明しました。資料 7 をご覧ください。第 9 期の構成で、第 1 章で計画の背景、第 2 章で進捗状況と課題、それらを踏まえて第 3 章で基本理念と基本施策、施策体系を整え、第 4 章で具体的な内容を記載し、第 5 章で計画の進捗管理や将来推計や保険料の見込みなど、そのような構成を案としているものです。基本理念と基本施策は、市の最も重要な計画である第 5 次総合振興計画と整合性を合わせています。今回、第 1 回は、この資料 No. 7 のご意見・了解と、第 8 期の課題についてのご意見をいただき、審議してもらいました。結果としては、構成について了解は頂きましたが、基本施策の 3 つの柱については、第 8 期計画の継続性、地域互助力、社会参加、介護予防といったところを「③刻礼者の暮らしを支える仕組みの充実」で全て受け止めると大変なので、もう一つ、地域共生社会とかマネジメントといった柱があってもいいのではないかとのご意見もいただきました。そういった意見を取り入れ、今後は、基本施策や施策の方向性について示したいと考えています。また、その他にもいただいた意見や、追加の意見を 8 月 10 日までに頂くことになっているため、それらを踏まえて 10 月 2 日に第 2 回策定検討会議を開催する予定となっています。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。

質問ないようですので、その他事務局から何かありますか。

川口課長補佐

議事録の確認をする委員を決めて頂きたいと思います。

菅野会長

順番ということで、今回は松根委員と木暮委員に確認をお願いします。

それでは、これで令和 5 年度第 1 回和光市介護保険運営協議会を閉会します。ありがとうございました。

8 閉会

議事録署名人

木暮 晃治

議事録署名人

松根 洋右
